

大田市道の駅「ごいせ仁摩」の設置及び管理に関する条例
大田都市計画事業大田市駅前周辺東側土地区画整理事業施行に関する
条例
大田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
大田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
大田市手数料条例の一部を改正する条例
大田市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和3年7月1日

大田市長 **楯野弘和**

大田市条例第20号

大田市道の駅「ごいせ仁摩」の設置及び管理に関する条例 (設置)

第1条 本市の観光情報等の発信、農林水産物や地域特産品等の紹介を通して、産業振興及び地域の活性化を図るため、道路利用者の休憩機能及び情報発信機能を備えた道の駅「ごいせ仁摩」（以下「道の駅」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 道の駅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
ごいせ仁摩	大田市仁摩町大国42番地1

(事業)

第3条 道の駅は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光情報及び地域情報の提供に関すること。
- (2) 農林水産物及び飲食物その他の物品の販売に関すること。
- (3) 道路利用者の利便性の向上に関すること。
- (4) 市民及び来訪者の交流の促進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、道の駅の設置目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 道の駅は、次の各号に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 農林水産物・特産品等販売施設
- (2) 観光案内施設
- (3) 飲食施設
- (4) イベント施設（屋根付きステージ・観覧席）
- (5) 賑わい広場（屋根通路含む）
- (6) 休憩・情報発信施設
- (7) 公衆トイレ
- (8) RVパーク（車中泊専用駐車施設）
- (9) 電気自動車充電施設
- (10) 多目的広場

- (11) ドッグラン
- (12) 駐車場
- (13) その他附帯施設

(指定管理者による管理)

第5条 道の駅の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 道の駅の維持管理に関する業務
- (2) 道の駅の運営に関する業務
- (3) 道の駅の利用の許可に関する業務
- (4) 利用料金の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

第7条 道の駅の開館時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間及び休館日を変更することができる。

(利用の許可)

第8条 別表第2に掲げる施設（以下「有料施設」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、道の駅の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

(利用の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、有料施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序若しくは善良な風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(3) 道の駅を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) その他道の駅の管理上支障があると認められるとき。

(許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、有料施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の許可の条件を変更し、若しくは利用の停止を命ずることができる。

(1) この条例の規定に違反したとき。

(2) 利用の許可に付した条件に違反したとき。

(3) 前条各号のいずれかに該当する理由が判明し、又は生じたとき。

(4) 不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(5) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項に規定する措置により利用者に損害を生じることがあっても、市長及び指定管理者は、その責任を負わない。

(利用料金)

第11条 利用者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第2に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第13条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めたときは、市長の承認を得て、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第14条 道の駅の施設又は設備その他の物件を故意又は過失によりき損し、汚損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその

損害を賠償しなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 第5条に規定する指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1 (第7条関係)

施設区分	開館時間	休館日
農林水産物・特産品等 販売施設 賑わい広場	午前9時から 午後7時まで	火曜日(ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の場合を除く。) 1月1日
観光案内施設	午前9時から 午後5時まで	
飲食施設	午前11時から 午後8時まで	
イベント施設	午前7時から 午後10時まで	
RVパーク	午後3時から 翌日午前10時まで	
多目的広場 ドッグラン	午前6時から 午後7時まで	なし
休憩・情報発信施設 公衆トイレ 電気自動車充電施設 駐車場	終日	

別表第2 (第8条、第11条関係)

施設	区分	利用単位	利用料金
----	----	------	------

イベント施設 (放送設備を含む。)	営利目的	午前(午前9時から正午まで)	3,300円
		午後(正午から午後5時まで)	5,500円
		夜間(午後5時から午後9時まで)	5,280円
	非営利目的	午前(午前9時から正午まで)	990円
		午後(正午から午後5時まで)	1,650円
		夜間(午後5時から午後9時まで)	1,760円
	時間延長	1時間	各区分1時間当たりの金額を加算
飲食施設の うち加工室	営利目的	1時間	330円
	非営利目的	1時間	110円
	急速凍結機利用	1時間	550円を加算
	真空包装機利用	1時間	550円を加算
賑わい広場の うち屋根 通路への出 店(1区画)	業者による 営業	1日	売上額の10%又は 4,400円の高い額
	飲食提供 食品販売 (業者による 営業を除く。)	1日	売上額の10%又は 2,200円の高い額
	農産品販売 (業者による 営業を除く。)	1日	売上額の15%又は 550円の高い額

	く。)		
	非営利目的	1日	無料
	上記以外	1日	売上額の5%又は550円の高い額
屋根通路以外への出店	屋根通路出店の各区分	1日	各区分金額の80%相当額
臨時駐車場 (駐車場用途以外)	営利目的	1日	11,000円
	非営利目的	1日	2,200円
R V パーク (1台分)	車中泊料金 (充電設備・ゴミ処分費を含む。)	1泊	2,750円
	汚水処理・生活用水給水設備	1泊	330円
備品使用	折りたたみイス	1日・10脚以下	無料
		1日・10脚以上 50脚毎	110円
	テント	1日・1張	220円

備考

- 1 高校生以下の利用は、この表に定める額の5割相当額とする。
- 2 イベント施設について、リハーサル・準備・片付けに利用する場合は、表に定める額の5割相当額とする。
- 3 大田市民（市内に住所を有する者及び市内に主たる活動拠点を有する団体）以外の者が利用する場合は、この表に定める金額の2割相当額を加算する。ただし、R Vパークは除く。
- 4 「売上額」とは、利用者が得た対価の総額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

- 5 1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 6 利用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、利用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 7 利用料金の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

大田市条例第21号

大田都市計画事業大田市駅前周辺東側土地区画整理事業施行に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 費用の負担（第7条）
- 第3章 保留地の処分方法（第8条・第9条）
- 第4章 土地区画整理審議会（第10条—第18条）
- 第5章 地積の決定の方法（第19条—第21条）
- 第6章 評価（第22条—第24条）
- 第7章 清算（第25条—第30条）
- 第8章 雑則（第31条—第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第4項の規定により、大田市（以下「施行者」という。）が施行する大田市駅前周辺東側地区の土地区画整理事業に関し、法第53条第2項に規定する事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

（事業の名称）

第2条 前条の土地区画整理事業の名称は、大田都市計画事業大田市駅前周辺東側土地区画整理事業（以下「事業」という。）という。

（施行地区に含まれる地域の名称）

第3条 事業の施行地区に含まれる地域は、大田市大田町の一部とする。

（事業の範囲）

第4条 事業の範囲は、法第2条第1項及び第2項に規定する土地区画整理事業とする。

（事務所の所在地）

第5条 事業の事務所は、大田市大田町大田口1111番地大田市役

所内に置く。

(用語の意義)

第6条 この条例における用語の意義は、法第2条の定めるところによる。

第2章 費用の負担

(費用の負担)

第7条 事業に要する費用は、次に定めるものを除き、施行者が負担する。

- (1) 法第96条第2項の規定により定める保留地の処分金
- (2) 法第121条の規定による国庫補助金
- (3) その他の負担金

第3章 保留地の処分方法

(処分の方法)

第8条 法第96条第2項の規定により定める保留地の処分は、抽選により行う。

2 施行者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、指名競争入札又は随意契約により処分することができる。

(保留地の処分価格)

第9条 保留地の処分価格は、施行者がその位置、地積、土質、水利、利用状況、環境、近傍類地の取引価格等を総合的に考慮し、法第65条第1項の規定により選任された評価員（以下「評価員」という。）の意見を聴いて定めた予定価格を下らない価格とする。

第4章 土地区画整理審議会

(土地区画整理審議会の設置)

第10条 事業を施行するため、法第56条第1項の規定により大田都市計画事業大田市駅前周辺東側土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員の定数)

第11条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人とする。

2 前項に規定する委員の定数のうち、法第58条第1項の規定によ

り施行地区内の宅地の所有者（以下「宅地所有者」という。）及び施行地区内の宅地について借地権を有する者（以下「借地権者」という。）がそれぞれのうちから各別に選挙すべき委員の定数は、8人とする。

- 3 第1項に規定する委員の定数のうち、法第58条第3項の規定により市長が事業について学識経験を有する者のうちから選任する委員の数は、2人とする。

（委員の任期）

第12条 委員の任期は、5年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（立候補制）

第13条 選挙すべき委員は、候補者のうちから選挙する。

（予備委員）

第14条 審議会に、宅地所有者から選挙される委員及び借地権者から選挙される委員についての予備委員をそれぞれ置くことができる。

- 2 予備委員の数は、宅地所有者から選挙すべき委員及び借地権者から選挙すべき委員の数（委員の数が奇数のときは、その数から1を減じた数）のそれぞれ半数とする。ただし、選挙すべき委員の数が1人の場合は、1人とする。
- 3 予備委員は、委員の選挙において、当選人を除いて、次条に定める数以上の得票を得た者のうち、得票数の多い者から順次定めるものとし、得票数が同じであるときは、市長がくじで順位を定める。
- 4 市長は、前項の規定により予備委員を定めた場合においては、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下「令」という。）第35条第5項に規定する公告と併せて、その氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに委員に補充すべき順位を公告するとともに、決定した者に通知するものとする。
- 5 第3項の規定により予備委員として定められた者は、前項の公告があつた日において予備委員としての地位を取得するものとする。
- 6 委員について、令第35条第2項の規定により当選人を定めた場

合において、その当選人となった者及び既に予備委員である者を除き、次条に定める数以上の得票があった者があるときは、第3項及び第4項の規定により予備委員を新たに定めることができる。

(当選人又は予備委員となるために必要な得票数)

第15条 当選人又は予備委員となるために必要な得票数は、当該選挙において選挙すべき委員の数でその選挙における有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上とする。

(予備委員からの補充)

第16条 法第58条の規定により選挙された委員に欠員を生じた場合は、欠員に補充すべき順位に従い、順次予備委員をもって補充する。

2 市長は、前項の規定により委員の補充をしたときは、当該委員の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を公告するとともに、決定した者に通知するものとする。

3 補充により委員となった者は、前項の規定による公告のあった日から委員としての資格を取得する。

(委員の補欠選挙)

第17条 宅地所有者から選挙された委員又は借地権者から選挙された委員の欠員の数が、それぞれ当該委員の定数の3分の1を超えるに至った場合において、これを補充すべき予備委員がないときは、それぞれの委員の補欠選挙を行うものとする。

(学識経験委員の補充)

第18条 学識経験を有する者のうちから選任した委員に欠員を生じた場合においては、市長は、速やかに補欠の委員を選任するものとする。

第5章 地積の決定の方法

(基準地積の決定)

第19条 換地計画において換地及び清算金の額を定めるときの基準となる従前の宅地各筆の地積（以下「基準地積」という。）は、第20条及び第21条に定める場合を除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）現在におけるその登記されている地積（以

下「登記地積」という。)とし、施行日現在において登記されていない宅地については、施行者が実測した地積とする。

(基準地積の更正等)

第20条 宅地所有者は、その登記地積が事実と相違すると認めるときは、施行日から90日以内に施行者に基準地積の更正を申請することができる。

2 基準地積の更正を申請しようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、施行者に提出しなければならない。この場合において、その者の所有する宅地が2筆以上にわたり連続しているときは、その全部について申請しなければならない。

(1) 宅地の境界について隣接する宅地の所有者の同意があることを証する書面

(2) 宅地の実測図(原則として縮尺250分の1とし、周囲の辺長及び求積に必要な事項を記載したもの)

(3) 隣接する宅地の地番及び所有者の氏名を記入した見取図

(4) 隣接する宅地との境界標識の種別、境界点の位置及び境界点間の距離を記入した境界表示図

3 施行者は、第1項の規定による申請があった場合は、申請人の立会いを求めて当該申請に係る宅地の地積を実測等により確認しなければならない。この場合において、宅地の地積の実測に当たり必要があるときは、その宅地に隣接する宅地の所有者の立会いを求めることができる。

4 施行者は、前項の規定により確認した地積が前条の基準地積と相違する場合は、基準地積を更正しなければならない。

5 施行者は、前条の基準地積が事実と相違すると認めるときは、その宅地所有者及びその宅地に隣接する宅地の所有者の立会いを求めて、その宅地の地積を実測して、基準地積を更正することができる。

6 施行者は、道路に囲まれた区域その他適当と認める区域について実測して得た地積がその区域内の宅地各筆の基準地積を合計した地積を超える場合は、その超える地積をその区域内の宅地各筆(前条の規定により実測した宅地又は前2項の規定により基準地積を更正

した宅地若しくは施行日以前に実測されたことが登記所備付けの地積測量図で明らかな宅地を除く。)の基準地積にあん分して加えることにより、宅地各筆の基準地積を更正しなければならない。

- 7 施行日後に分割した宅地の分割後の宅地各筆の基準地積は、分割前の宅地の基準地積を分割後の宅地各筆の登記された地積にあん分して得た地積とする。ただし、分割後の一部の宅地が実測地積である場合は、その実測地積をもって当該宅地の基準地積とし、分割前の基準地積からその実測地積を差し引いた地積を他の宅地の基準地積とする。

(所有権以外の権利の目的となる宅地の地積)

- 第21条 従前の宅地の全部又は一部について存する所有権以外の権利の地積は、登記されている地積とし、登記のないものについては、法第85条第1項の規定により申告した地積又は同条第3項の規定により届け出た地積による。ただし、申告した地積又は届け出た地積が宅地の所有権の地積と符合しないときは、施行者が査定した地積とする。

第6章 評価

(評価員の定数)

- 第22条 評価員の定数は、3人とする。

(宅地の評価)

- 第23条 従前の宅地及び換地の価額は、施行者がその位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。

(権利の評価)

- 第24条 所有権以外の権利(地役権を除く。以下同じ。)の存する宅地についての所有権又は所有権以外の権利の価額は、当該宅地の価額にそれぞれの権利価格の割合を乗じて得た額とする。

- 2 前項の権利価格の割合は、施行者が前条の価額、賃貸料、位置、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。

第7章 清算

(清算金の算定)

第25条 換地計画において定める清算金の額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地の価額の総額の比を従前の宅地の価額（従前の宅地について所有権以外の権利が存する場合には、所有権又は所有権以外の権利の価額）に乗じて得た額（以下「従前の権利価額」という。）と当該換地の価額（換地について所有権以外の権利が存する場合には、所有権又は所有権以外の権利の価額）との差額とする。

2 換地を定めないで金銭で清算する場合又は所有権以外の権利を消滅させて金銭で清算する場合における交付すべき清算金額は、従前の権利価額とする。

(清算金の相殺)

第26条 清算金を徴収されるべき者に対して交付すべき清算金があるときは、その者から徴収すべき清算金とその者に交付すべき清算金とを相殺するものとする。ただし、法第112条の規定により供託する清算金がある場合は、その清算金は相殺しない。

(清算金の徴収又は交付の通知)

第27条 施行者は、前2条の清算金を徴収し、又は交付する場合においては、その期限及び場所を定め、その期限の30日前までに、これを納付すべき者又は交付を受けるべき者に通知するものとする。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第28条 施行者は、清算金（第26条の規定により相殺した場合においては、その相殺した後の残額。以下この条において同じ。）の総額が1万円以上である場合は、それぞれ別表に定めるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第1回の徴収又は交付すべき期日の翌日から起算するものとする。

2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率とし、第1回の徴収すべき期日又は交付すべき期日の翌日から付すものとする。

3 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合

において、第2回以降の毎回の納付期限又は交付期限は、前回の納付期限又は交付期限の日から起算してそれぞれ6月を経過した日とする。

- 4 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回の納付額又は交付額は清算金の総額を分割回数で除して得た額を下らない額とし、第2回以後の納付額又は交付額は利子を合わせて毎回均等とする。
- 5 第1項の規定により、清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合においては、施行者は、毎回の徴収金額又は交付金額及び毎回の納付期限又は交付期限を定め、これを納付すべき者又は交付を受けべき者に通知するものとする。
- 6 清算金を分割して納付すべき者は、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。
- 7 第1項の規定により清算金を分割交付している場合において、施行者が必要と認めたときは、交付期限前においても清算金の全部又は一部を交付することができる。
- 8 施行者は、清算金を分割して納付すべき者が分割納付に係る納付金を滞納したときは、未納の清算金の全部又は一部について納付期限を繰り上げて徴収することができる。
- 9 清算金を分割して納付すべき者又は交付を受けべき者は、その氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、直ちにその旨を施行者に届け出なければならない。

（督促手数料及び延滞金）

第29条 法第110条第3項の規定により、督促状を発した場合においては、督促状1通について、土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第17条の規定に基づく額を超えない範囲内において市長が定める額の督促手数料を徴収する。

- 2 法第110条第3項の規定による督促を受けた者が、その督促状において指定した期限までにその督促に係る清算金（前条の規定により利子を付した場合においては、その利子を含む。次項において

同じ。)を納付しない場合は、その清算金の額にその指定した期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年10.75パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

3 前項の規定により延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる清算金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその清算金の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又は延滞金の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(仮清算金への準用)

第30条 第25条から前条までの規定は、法第102条の規定により仮清算金を徴収し、又は交付するものと施行者が定めた場合に準用する。

第8章 雑則

(所有権以外の権利の申告又は届出の受理の停止)

第31条 施行者は、法第88条第2項の規定による換地計画の縦覧開始の公告の日から法第86条第1項の規定による換地計画の決定の日(又は法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日)までの間は、法第85条第4項の規定により、同条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出は受理しない。

2 施行者は、令第19条の規定による委員の選挙期日の公告の日から起算して20日を経過した日から令第22条第1項の公告がある日までの間は、法第85条第4項の規定により借地権について同条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出は、受理しない。

(権利の異動の届出)

第32条 施行日から法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日までの間において、宅地について存する所有権又は所有権以外の権利について異動を生じたときは、当事者双方連署し遅滞なくその旨を施行者に届け出なければならない。この場合において連署

を得ることができないときは、その理由を記載した書面及びその異動を証する書面をもって連署に代えることができる。

2 前項の届出をしないため生じた損害については、異議を述べることができない。

(換地処分の特例)

第33条 施行者は、必要があると認めるときは、換地計画に係る区域の全部について事業の工事が完了する以前においても換地処分をすることができる。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、事業の事業計画決定の公告の日から施行する。

別表 (第28条関係)

徴収又は交付すべき清算金の総額	分割して徴収又は交付する期限	分割回数
1万円以上3万円未満	6月以内	2
3万円以上6万円未満	1年以内	3
6万円以上10万円未満	2年以内	5
10万円以上15万円未満	3年以内	7
15万円以上20万円未満	4年以内	9
20万円以上	5年以内	11

大田市条例第22号

大田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

大田市固定資産評価審査委員会条例（平成17年大田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第9条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市条例第23号

大田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

大田市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年大田市条例第106号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 補則（第16条）」を「第5章 補則（第16条・第17条）」に改める。

第16条を第17条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

（支給審査委員会の設置）

第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金（以下「災害弔慰金等」という。）の支給に関する事項を調査審議するため、市に災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

3 前項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市条例第24号

大田市手数料条例の一部を改正する条例

大田市手数料条例（平成17年大田市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

(12) 個人番号カードの再交付	1枚につき	800円
(13) 身分証明書の交付	1通につき	300円
(14) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項の規定(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査	1両につき	750円

」を「

(12) 身分証明書の交付	1通につき	300円
(13) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項の規定(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査	1両につき	750円

」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

大田市条例第25号

大田市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

大田市子ども医療費助成条例（平成17年大田市条例第109号）
の一部を次のように改正する。

第5条中「保険証」の次に「等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。